

## ジェネリック医薬品の処方推進のための処方オーダーリングシステム追加仕様書（第2版）

平成21年11月 1日 制定

平成22年 3月 1日 改定

### 1. 目 的

本追加仕様書は、保険医療機関が「保険医及び保険医療機関療養担当規則第20条第2号ニ」に定める努力義務を遵守する上で、望ましい処方オーダーリングシステムの仕様を示すことを目的とする。

### 2. 基本的考え方

保険医及び保険医療機関療養担当規則（以下、療担規則という）では、投薬を行うにあたっては後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならないものとされている。したがって、本来、処方オーダーは原則として変更調剤を認めるものとして発行されるべきであり、後発医薬品への変更不可ならびに含量規格変更不可もしくは剤形変更不可（以下、変更不可等という）の指示はあくまで医学的な妥当性がある場合に限って例外的に発行されなければならない。

よって、療担規則を踏まえた処方オーダーリングシステムの仕様としては、変更不可等の指示の入力することが強制もしくは誘導されるような仕様は避けるべきであり、**変更不可等の指示を発行する医師がその例外性を十分に意識して入力する仕様**であることが必要である。

### 3. 本仕様書の使い方

- 1) 本追加仕様書は、保険医療機関が処方オーダーリングシステムを導入または改修する際に、各施設が作成する要求仕様書において、追加的に使用されることを想定して作成したものである。
- 2) 保険医療機関は、自施設の処方オーダーリングシステムを導入または改修する際、その要求仕様書の中に本追加仕様書を引用することができる。
  - (引用例1) 社団法人日本ジェネリック医薬品学会が公示する「ジェネリック医薬品の処方推進のための処方オーダーリングシステム追加仕様書」における「望ましいユーザインタフェース」に掲げる要求事項を満たすこと。
  - (引用例2) 社団法人日本ジェネリック医薬品学会が公示する「ジェネリック医薬品の処方推進のための処方オーダーリングシステム追加仕様書」における「望ましくないユーザインタフェース【禁忌】」に該当しないこと。
- 3) すべての保険医療機関が直ちに「望ましいユーザインタフェース」を実装するまでには時間を要するため、段階的にこれに近づけていくことが望まれる。しかし、少なくとも禁忌の状態にある場合は可及的速やかに改善を図るべきである。

#### 4. 望ましいユーザインタフェース

- 1) 処方を入力にあつては、1 R p ごとに「後発医薬品への変更」「含量規格変更」「剤形変更」それぞれの可否を入力できる機能を有すること。
- 2) 後発医薬品への変更、含量規格変更、及び剤形変更の可否を入力する機能は、次のいずれかであること。
  - ①変更が「否」である場合に限って入力を求める機能を有しており、初期値としては当該入力が行われていない。
    - (例1) チェックボックスを用いて入力する機能があり、初期値としてはそのチェックが外れている。
    - (例2) 定型コメントのマスタの中で「後発医薬品への変更不可」「含量規格変更不可」「剤形変更不可」を入力できるようになっており、初期値としては、当該コメントの入力が行われない。
  - ②変更の「可」および「否」の何れかを必ず入力する機能を有しており、その初期値は「可」となっている。
    - (例) プルダウンによって「可」および「否」を選択する機能があり、あらかじめ「可」が選ばれている。
- 3) すべての処方に対して、一括して「後発医薬品への変更不可」「含量規格変更不可」及び「剤形変更不可」を入力する機能を有しないこと。
  - (例1) 処方画面の中に、ワンクリックですべての R p に対して「後発医薬品への変更不可」「含量規格変更不可」「剤形変更不可」の指示を付加するボタンを配置していない。
  - (例2) 処方を発行する際に、「後発医薬品への変更を許可しますか」と質問するダイアログが表示され、その選択によって全 R p に「変更不可」の指示が付加されない。同様に、全 R p に「含量規格変更不可」「剤形変更不可」の指示が付加されない。
- 4) 処方せんの「後発医薬品への変更が全て不可の場合の保険医署名」欄に、保険医の氏名を印字する機能を有しないこと。

理由：後発医薬品への変更を全て不可とするような医学的妥当性のある事情は極めて限られており、その場合は医師がその例外性を意識した上で「保険医署名欄」に自署すれば足りる。よって、あえてオーダリングシステムで印字する必要がないため。

#### 5. 望ましくないユーザインタフェース【禁忌】

- 1) 処方せんの「後発医薬品への変更が全て不可の場合の保険医氏名」欄に、自動的に保険医氏名を印字する機能を有する。
- 2) 全 R p に対し、自動的に「後発医薬品への変更不可」「含量規格変更不可」もしくは「剤形変更不可」の文言を印字する機能を有する。

理由：保険医から後発医薬品の使用を考慮する機会を奪うことになり、非常に違法性が高い。